

第186回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第11号

令和元年11月5日かすみがうら市農業委員会告示第11号をもって、令和元年11月11日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第186回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和元年11月11日(月) 午後1時30分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠 席	

4. 欠席委員

15番 齋藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 横田 桂明	主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

10番 中山 峰雄 11番 鈴木 良道

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第29号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について
報告第30号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第33号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第71号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第73号 現況証明願の交付決定について
議案第74号 農地改良協議の期間変更届出の受理について
議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
議案第78号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について
議案第79号 かすみがうら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後3時00分閉会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和元年度 第186回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、15番 齋藤幸雄委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会長が欠席ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理がその職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては市川会長代理にお願い致します。</p>
議 長	<p>市川会長代理あいさつ</p> <p>はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、10番 中山峰雄 委員、11番 鈴木良道 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局職員の水野谷主任を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第29号から報告第33号までの報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が配布されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
	<p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>「議案第71号 農地法3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。なお、番号2番については、11月6日付けで、取下書が提出されております。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
2番 塚本委員	<p>11月5日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、塚本茂委員と海東委員と私、塚本の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号1番は、●●●●小学校から約180m南東に位置する畑3筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。サツマイモを作付けする計画です。</p> <p>番号3番は岩坪の●●●●より約550m北西に位置する田3筆になります。現況はレンコンが作付けされており、きれいに管理されておりました。</p> <p>申請人は新規就農者で、平成30年7月から31年4月まで、志戸崎の農家でレンコン栽培と圃場管理の研修を受けており、今回の申請に至りました。</p> <p>引き続きレンコンを作付けする計画です。</p>

す。こちらは第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

続いて、図面番号3番をご覧ください。

番号3番は、●●●小学校から約200m南側に位置する畑2筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

続いて、図面番号4番をご覧ください。

番号4番は、●●●●集落センターから約600m南東に位置する田で、第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設の工事及び維持管理のための資材置き場を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

図面番号5番をご覧ください。

番号5番は穴倉の●●●●●から約60m西側に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は自己住宅を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

図面番号6番をご覧ください。

番号6番・7番は申請土地が隣接していますので、併せて説明いたします。申請地は、●●●●●から約180m南西に位置する畑6筆で、第3種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は農産加工物販売所と駐車場を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声・意見、質問等なし）

議長 　　よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議長 　　全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 　　番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声・意見、質問等なし）

議長 　　よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議長 　　全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 　　番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声・意見、質問等なし）

議長 　　よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議長 　　全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 　　番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番、7番については、関連がありますので、一括議題といたします。
議 長	番号6番、7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番、7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番、7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第73号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 なお、番号3番については、4番 外塚孝雄委員が議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会規則第13条の規定により、退席願います。
	(4番 外塚孝雄 委員 退席)
議 長	それでは、最初に番号3番について審議いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
議 長	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	それでは説明いたします。 図面番号9番をご覧ください。 番号3番は●●●農村集落センターから約70m南西に位置します。 こちらは、平成11年以前から農業用倉庫として利用されており、現況も同様の利用が続いていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	4番 外塚孝雄委員の入室をお願いします。 (4番 外塚孝雄委員 入室)
議 長	次に、番号1番、2番、4番について審議します。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	それでは、説明いたします。 図面番号7番をご覧ください。 番号1番は牛渡地内にある、社会福祉法人 ●●●●●●●●から約450m西に位置します。こちらは平成2年以前から牛舎として利用されており、現在も牛舎の状態であることから証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号8番をご覧ください。 番号2番は、牛渡地内にある株式会社 ●●●●●●●●から約150m南側に位置します。こちらは平成6年以前から雑草・雑木が生い茂り、現況も原野化していることから証明しても問題ないと判断いたしました。 続いて、図面番号10番をご覧ください。 番号4番は、株式会社●●●●●●●●●●から約450m南東に位置します。こちらは、平成11年以前から住宅敷地の一部として利用されており、現況も宅地としての利用が続いていることから証明しても問題ないと判断いたしました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第73号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第74号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	それでは、説明いたします。図面番号11番をご覧ください。番号1番は、令和元年7月3日第182回農業委員会総会で議決を得て、田畑転換の農地改良を行い、10月24日に事業完了届が出された場所ですが、田畑転換を行うには、市発注の排水設備工事から発生する土砂だけでは足りなかったため、再度、農地改良協議が出されたものです。本案件は農業集落排水施設●●●●●から約400m北西に位置する田1筆になります。市発注の道路改良工事から発生する土砂を入れ、田畑転換するための申請となります。改良後は栗を作付けする計画となっております。同意相当と判断しましたが、委員の皆様のご更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	「議案第74号 農地改良協議書に対する同意について」は原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	説明に入る前に訂正がございます。13ページをご覧ください。上から5つ目の利用権を受ける者を●●●●●から●●●●●に訂正願います。利用権設定の内容について説明いたします。11ページをお開きください。今回利用権の設定は、全体で14件。面積は、47,064㎡です。内訳は、再設定4件、新規10件で、主な作付け作物は水稲・レンコン・野菜・芝になります。以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、設定の内容についてご説明いたします。 14ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。
事務局	茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が3件、面積15,384㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	16ページをご覧ください。 市長より、令和元年10月29日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が3件、面積が15,384㎡です。 内容につきましては、議案第76号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容です。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
米山推進委員	(16ページの利用権を受ける者に過りがある旨の指摘)
事務局	(資料の訂正を行う。1段目●●●●●を●●●●●へ、2段目●●●●●を●●●●●へ3段目から9段目●●●●●を●●●●●へ)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第78号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について」及び「議案第79号 かすみがうら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について」は、関連がありますので一括議題とします。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	(議案の朗読及び説明を行う。)
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第78号及び議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第78号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について」及び「議案第79号 かすみがうら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、12月10日(火)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、外塚孝雄委員、飯田敬市委員、貝塚光章委員です。 日時は、12月2日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお 願います。 なお、12月10日の総会終了後、深谷地内の営農型太陽光発電施設の下部農地栽培 のサカキの現地確認を行う予定ですのでよろしくお願います。
議 長	次に、農地利用実態調査について、ご説明いたします。農業委員さん、推進委員 さんには、調査票の回収作業等でお骨折りをおかけしますが、よろしくお願 いします。
事務局	(事務局説明) (質疑応答)
議 長	次に、利用意向調査について、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	他に、事務局からありますか。
事務局長	①農地利用集積・利用権設定の上半期処理件数報告 ②市農業委員会視察研修会計報告

- ③かすみがうら祭り出店会計報告
- ④農業委員会事務局直通電話の変更連絡
- ⑤新年会の案内
- ⑥11月15日 推進大会 集合時間連絡
- ⑦営農型太陽光発電現地確認の案内

議 長 只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 以上を持ちまして、第186回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦勞様でした。

(午後3時00分閉会)